

【イギリス】上院議員行為規範の全面改定

専門調査員 総合調査室 南 亮一
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2025年3月5日の上院本会議において、上院議員行為規範の2009年以来の全面改定に同意する議案が可決された。この規範は同年4月5日から施行され、規定の短縮化と明確化が図られた。

1 上院議員行為規範とは

上院議員行為規範（Code of Conduct of the Members of the House of Lords. 以下「議員規範」）とは、①上院議員が議会における職務の遂行の際に求められる行為規準（standards of conduct）並びに②上院及び上院議員に対する国民の信頼を強化するために必要な公開性及び説明責任を定める文書である¹。議員規範は、2001年7月2日に初めて制定されたが²、上院議員による不祥事など³を契機としてその全面改定を勧告する文書⁴が2009年9月30日に上院で採択され、同文書に収載された新たな議員規範が、一部修正が行われた上で、2010年3月30日に同院で採択された⁵。この新たな議員規範は、その後12回改定され、2023年9月に改定された「第13版（thirteenth edition）」⁶が最新版であった。

2 2025年行為規範制定の経緯

2024年3月、議員規範を所管する上院行為委員会（Conduct Committee. 以下「委員会」）が、前述の2009年以来となる議員規範の全面的な見直しに着手した。この見直しの目標として、1

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月31日である。

¹ “Annex 1: Revised Code of Conduct for Members of the House of Lords,” House of Lords Conduct Committee, *Review of the Code of Conduct and the Guide to the Code of Conduct: 4th Report of Session 2024–25 (HL Paper 66)*, Authority of the House of Lords, 2025.1.23, p.20. <<https://publications.parliament.uk/pa/ld5901/ldselect/ldcond/66/66.pdf>>

² “Appendix 4: The Present House of Lords Code of Conduct,” *HOUSE OF LORDS Leader’s Group on the Code of Conduct: Report (HL Paper 171)*, 2009.10.28, pp.61–64. <<https://publications.parliament.uk/pa/ld200809/ldselect/ldlead/171/171.pdf>> に全文が掲載されている。また、制定の経緯、議員規範の概要及び翻訳等については、古賀豪「イギリス上院の行為規範」『外国の立法』No.224, 2005.5, p.19. <<https://doi.org/10.11501/1000411>> を参照。

³ *ibid.*, pp.7-9 に、特定議員の不正行為の疑惑に関する2008年初頭の報道や、4人の議員が報酬と引換えに議会に提出されている法律案への修正を推進する意向を表明したとの2009年初頭の報道が、全面改定の背景として紹介されている。また、2004年に最初の苦情申立てが行われて以来、苦情の件数が年々増加していることから、2001年の議員規範のような「軽いタッチ」のアプローチはもう通用せず、状況の変化に応じて進化させる必要があるという見解が述べられている。

⁴ *ibid.* なお、*ibid.*, pp.9-14 には、2001年の議員規範との変更点につき、①議員規範には行動原理及び義務のみを定めることとし、当該行動原理及び義務、特に利害関係の登録及び申告に関する詳細を定めた「手引」を新たに定めること、②報酬を得て議会でのロビー活動への助言などを行うこと等の禁止、③軽微な利害関係、特に金銭が関係しない利害関係の種類明確化による当該利害関係の利害関係登録簿への登録の抑止、④上院倫理コミッショナー（House of Lords Commissioner for Standards）の上院から影響を受けない職としての任命、など14項目が挙げられている。

⁵ “The Code of Conduct for Members of the House of Lords,” House of Lords, *Code of Conduct for Members of the House of Lords and the Guide to the Code of Conduct*, 2010.3.30, pp.3-6. <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/lords-commissioner-for-standards/1st-edition-code-of-conduct-and-guide-to-the-code.pdf>>

⁶ “Code of Conduct for Members of the House of Lords,” House of Lords, *Code of Conduct for Members of the House of Lords; Guide to the Code of Conduct; Code of Conduct for House of Lords Members’ Staff, thirteenth edition (HL Paper 255)*, Authority of the House of Lords, 2023.9, pp.1-7. <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/lords-commissioner-for-standards/hl-code-of-conduct.pdf>>

①②に掲げた2つの事項を定めつつ、可能な限り議員規範及び手引を短縮化し、明確化することが掲げられた⁷。短縮化については、新旧の議員規範において、2,500字弱であったものを1,700字強と約30%減少させたことなどから、明確化については、一般原則と強制力のある規定とを峻別したこと（3参照）などから、それぞれ目的を達成したと評価された。

さらに委員会は、その後の状況の変化を踏まえたその他の修正の必要性についても検討し、3で説明する修正を加えた。このようにして取りまとめられた検討結果は、議員規範（以下「2025年行為規範」）⁸、手引、2種類の執行手続及び上院職員向けの行為規範の5本を附属文書とする報告書として2025年1月23日に公表され、上院がこの報告書及び5本の附属文書に同意することを求めた。同年3月5日、この同意を求める動議が上院本会議に提出され、同意された⁹。2025年行為規範ほか4本の附属文書は、この同意により、同年4月5日から施行された¹⁰。

3 2025年行為規範の概要

2025年行為規範は、第1章（目的及び適用：第1条～第5条）、第2章（行為の一般原則：第6条～第9条）、第3章（行為のルール：第10条～第19条）、第4章（違反行為（*criminal offence*）：第20条～第23条）、第5章（執行：第24条～第30条）、第6章（助言及び見直し：第31条、第32条）¹¹という構成である。上記報告書では、①従来「一般原則」という見出しの下に定められていた規定につき、行為の一般原則（第2章）と行為のルール（第3章）に分割し、苦情申立ての対象となるものが後者に限定されることの明確化、②金銭が関係しない場合には利害関係の申告及び登録を要しないことの明確化（第15条）、③英国外で拘禁刑を言い渡された議員がそのことのみで議員規範違反とみなされないことの明確化（第23条）、④執行の章に定められていた執行手続に関する詳細な規定を別の文書に譲り、上院倫理コミッショナー及び委員会に関する事項のみを規定することとしたこと、⑤関係する情報を全て提供した上で利害関係の登録等に関する上院利害関係登録官（*Registrar of Lords' Interests*）の助言に従った議員については違法行為としての責を負わないこととしたこと（第31条）などが変更点として挙げられている¹²。また、委員会に対し、行為規範、手引等の運用を常時見直すことを義務付け、見直し結果を元とした改定の勧告については、上院への報告を行った上で上院の同意を得た時点から施行されることとされた（第32条）。

なお、検討の際には、違反行為に対する調査手続において原告及び証人への反対尋問を認めないのは不公平との主張も見られたが、いじめやハラスメントなどの被害者が届け出ることを萎縮させてしまう可能性があるなどの理由から採用されなかった¹³。また、前述の上院本会議において、この反対尋問を認める内容の修正案が提出されたが、同様に採用されなかった¹⁴。

⁷ House of Lords Conduct Committee, *op.cit.*(1), pp.3-4. この章の以後の論述についてもこの資料に基づいている。

⁸ *ibid.*

⁹ “Conduct Committee,” *Hansard*, volume 844: debated on Wednesday 5 March 2025. UK Parliament Website <<https://hansard.parliament.uk/lords/2025-03-05/debates/DA629049-DD24-42EE-AA23-06C56319EE10/ConductCommittee>>

¹⁰ House of Lords Conduct Committee, *op.cit.*(1), p.4.

¹¹ 2025年行為規範の原文では、日本法の章に当たるまとまりを *section* と表記し、条に当たるまとまりを *paragraph* と表記している。英国法の翻訳では、*section* 及び *paragraph* の訳語としてそれぞれ「条」「号」を当てるのが通例ではあるが、前述のような2025年行為規範の構造に鑑み、あえて「章」「条」の訳語を当てることとした。

¹² “Chapter 3: The Code of Conduct and Guide to the Code of Conduct: key changes,” House of Lords Conduct Committee, *op.cit.*(1), pp.11-16.

¹³ *ibid.*, pp.8-10.

¹⁴ “Conduct Committee,” *op.cit.*(9).